

『令和6年度税制改正(18) 事業者免税点制度の特例見直し』

消費税については、国外事業者が適用を受ける各制度において、国内事業者との課税の公平性が保たれていない状況を是正するため以下のように見直しが行われる。【事業者免税点制度の特例】○特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例：国外事業者は、特定期間における納税義務の判定から給与支払額を除く。つまり課税売上高が1,000万円超の場合、課税事業者となる。○新設法人に対する納税義務の免除の特例：外国法人は基準期間を有する場合でも、国内での事業開始時



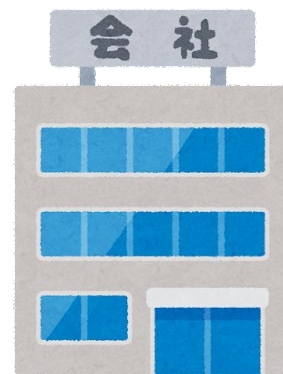
における資本金の額又は出資の金額により納税義務を判定する。○特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例：国外分を含む収入金額が50億円を超える事業者が設立した法人は、納税義務が免除されない。【簡易課税制度等】課税期間の初日においてPEを有しない国外事業者は、簡易課税制度、及び2割特例の適用を認めない。

また、1取引単位の金額を1,000万円未満とし、高額特定資産に該当しないよう調整が容易であった金地金等について、課税期間に取得した金又は白金の地金等の額が合計200万円以上である場合、高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に加えられることとなった。

『中小企業者への契約基本方針 スタートアップや資金繰り配慮』

経済産業省はこのほど、官公需における中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を閣議決定した。契約目標は、国等全体として引き続き61%、新規中小企業者向け契約目標は、3%以上と設定されている。

具体的な措置としては、(1)スタートアップが重点分野でありその育成の重要性に鑑み、「マッチングピッチ」の実施や、優先的調達措置を検討する(2)官公需情報の提供の徹底に向け、ポータルサイトを適切に運営する。また中小機構の情報提供機能の強化や相談体制を一層整備する(3)極力、同一資格等級区分内のもによる競争の確保を図る(4)正当な評価を踏まえ技術力の高い中小企業の入札資格の弾力化を図る(5)資金繰り等への配慮から、国等の承諾がなくとも債権の譲渡は有効である等の情報提供を行う(6)ダンピング対策の充実、消費税の円滑適正な転化の確保、適正価格での契約の推進等を図る(7)新規中小企業者の受注機会の増大を図る(8)労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への適切な対応を図る、他。更に令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業者等に対し、受注機会を増やせるよう配慮することを強調している。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com